

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

埼玉消費者被害をなくす会

2007年
10月31日

ホームページ開設!!

埼玉県生協連のホームページから

2007年10月31日、独立し公開いたしました。

ここでは、なくす会の紹介をはじめ、「商品被害をなくす連絡会」からNPO法人としての設立までの歩み、会員制度、活動内容やイベント案内、発行物などが掲載されています。

なくす会は現在、2007年に施行された団体訴訟制度の適格消費者団体としての認定をめざしています。これらの取り組みの現状も、タイムリーにお知らせします。

このホームページを通じて、契約、表示、商品被害等の調査活動を中心とした事業の進捗や、消費者・消費者団体と一緒に取り組む活動、事業者への申し入れの報告などもお知らせしていきます。

多くの皆さまにご覧いただき、感想やご意見をなくす会事務局までご一報ください。

URLはこちら → <http://saitama-higainakusukai.or.jp>

【第8回 検討委員会報告】

10月3日(水) 17:45~19:45 参加: 13人(なくす会理事5名、
弁護士3名、消費生活相談員3名、事務局2名)

《検討事項》

- (1) 賃貸住宅退去時の原状回復義務について新たな案件を加え3件を検討しました。前回の2件は問い合わせ文書(案)の内容を意見交換し、追加修正の後問い合わせをおこなうことになり、新たな案件は次回までに契約書を再チェックし、検討することになりました。
- (2) 「ダイエット食品」について、今後の取り扱いについて協議し、一旦終結とし広告表示は継続的に見ていくことになりました。
- (3) 「低アルコール飲料」について、申し入れ書に対する業者からの回答について意見交換をし、業者側の今後の審議を報告してもらう要望を、回答のお礼とともに送付することになりました。
- (4) 「使い捨てコンタクトレンズ」について、問い合わせ文書に対する業者からの回答に基づき意見交換をし、他団体からの被害情報を収集した上で再度問い合わせの検討をおこなうことになりました。

* 検討委員会では消費者からの被害情報を調査・事案検討し事業者への申し入れ等を行っています





もうだまされない！ 弁護士が語る悪質商法 ～その種類と対策～

どなたでも
参加できます！

消費者の悪質商法や消費者被害への意識は高まっているものの、巧妙な手口を使った悪質商法は一向に減少していません。

そこでなくす会では、増え続ける悪質商法の被害にあわないために、私たち消費者はどうすればよいかということに焦点をあて、学習会を開催いたします。また、クレジットによる消費者被害をなくしていくために取り組んでいる割賦販売法の改正についてもあわせて学習を行なっていきます。

講師： 長田 淳氏（弁護士・埼玉消費者被害をなくす会理事）
日時： 12月6日（木） 10:00～12:00
会場： 大宮ソニックシティ 604会議室
定員： 78人（先着順） 参加費：無料 保育：なし
申込： NPO法人埼玉消費者被害をなくす会（埼玉県生協連内）
電話： 048（844）8971（月～金10時～16時 土日祝休）

なくす会では **県NPO基金に 団体登録しています！**

県民や企業からの寄附を埼玉県内のNPO活動支援に役立てる『県NPO基金』。寄附者が応援したい団体を希望して寄附できる「団体希望寄附金制度」があり、寄附金の税法上の優遇措置というメリットがあります。なくす会も登録団体ですので、ぜひご協力お願いいたします！！

法人 全額損金算入できる

個人 控除対象①所得税 ②個人住民税 ③相続税

（詳しくはHP <http://saitamaken-npo.net/> で）



～情報提供にご協力を！～

*** 消費者被害 めやすばこ ***



取り組んでいます

なくす会では情報収集活動の一環として、被害が多発しているものや被害認識の少ない事例にテーマを絞り、「めやすばこ」を作成し、配布回収をしています。「めやすばこ」では被害にあった実例をあげ、消費者への注意喚起も含め関連団体やなくす会の委員へ配布をしています。

現在、No.1 敷金・賃貸借契約編、NO.2 携帯電話契約編を12月15日を1次締め切りとし、取組中。

なくす会
取組み
の状況

割賦販売法改正にむけて

6月末よりなくす会でも取り組んでいる割賦販売法改正も大詰めの議論をむかえています。経済産業省は詐欺的な商法などの被害者がクレジット会社から既払い金を取り戻せるルールを割賦販売法改正案に盛り込む方針を固めました。これによって、被害救済に道を開くとともに、クレジット会社が悪質業者を加盟店にするのを控える効果が期待されます。

昨年「出資法の上限金利引下げ運動」では消費者団体として署名等に取り組み、結果、多くの市民の声が国会に反映され、「貸金業規制法」の上限金利を29.2%→20%に引き下げ、グレーゾーン金利廃止等に結びつけることができました。

**割賦販売法改正も来年の国会提出に向け、
消費者からの声をさらにあげていきましょう！**

署名は1月まで集約します。ご協力お願いします。

請願署名へのご協力
ありがとうございました！
全国では12万筆以上、
なくす会の呼びかけでは
2410筆(11/9時点)が
集まっています

割賦販売法改正のためのパブリック
コメントはなくす会からの呼びかけで
20件以上提出！
(6/27～7/31まで経済産業省より
意見募集が行なわれました)

出前講座は 6団体が開催しています！

コーペル 9/21 ドウコープ10/24

越谷市消費生活研究会11/13

埼玉県消団連 12/7 さいたま市消団連12/17

ミニ学習会・さいたまコープ10/31

第43回埼玉県消費者大会報告

2007年10月12日(金) 開催

《全体会》

約800名の参加があり「平和で公正な社会を実現し、明るい未来をつくりましょう！」を大会スローガンに埼玉会館で開催しました。上田埼玉県知事が来賓挨拶をし、基調報告・県への要請書の提案確認の後「ニッポンたてヨコ斜め」と題し、数学者で大道芸人のピーター・フランク氏が行ないました。



《分科会》

午後は5つの分科会が開催され、なくす会は第3分科会(消費者政策)を担当しました。「ちょっとまで、その広告は大丈夫？」～表示のうらに潜む甘いワナ～と題し、助言者3名から、それぞれの立場で具体的な事例を含んだお話がありました。

川井理砂子氏(弁護士)からは広告を規制する法律の話を中心に「広告を見る目を養うこと、被害にあったら消費者センターへ相談すること、関心を持ち、情報提供をすることで広告・表示の取り締まりへとつながるので消費者の対応が必要」と話がありました。

関口多恵子氏(消費生活相談員)からは相談員の経験から、今までに受けた広告にまつわる多くの相談事例の紹介がありました。

畦地英樹氏(埼玉県・消費生活課)からは、景品表示法違反事件として県では昨年度102件の情報が寄せられ、うちの56件について指導を行ったとの報告があり、公正取引委員会が実際の排除命令を行った事例等の説明もありました。

会場の定員を上回る56名の参加があり、活発な質問や意見も多く出されました。

【第3回 なくす会活動委員会報告】

10月10日(水)10:00～12:00 参加:活動委員 18名 事務局 2名

《協議事項》

- (1)第43回埼玉県消費者大会について当日の参加と役割分担の確認を行いました。
- (2)今年度の活動について
 - ・ 情報収集活動《めやすばこ》の配布・回収の仕方を提案し、内容やレイアウトについて意見交換をしました。修正したものを消費者大会分科会で配布していく確認をしました。
 - ・ 学習会について開催予定を報告し、内容に対して意見をいただきました。
- (3)問い合わせ・申し入れの活動について、10/3の検討委員会で協議された内容も含めて報告を行いました。
- (4)割賦販売法改正の取り組みについて、署名の集約状況を報告しました。

.....
*商品事故・契約トラブルにあったときは、最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内)

TEL048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター

川越

TEL049(247)0888

〃消費生活支援センター

春日部

TEL048(734)0999

〃消費生活支援センター

熊谷

TEL048(524)0999

*お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。